

菊川市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊川市（以下「市」という。）が、市のホームページに掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、市のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものとし、（以下「広告」という。）次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業とされる営業に該当するもの
- (3) 風俗営業類似の業種
- (4) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号の規定は、広告からのリンク先として広告主の規定するホームページの内容についても適用する。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は次の各号の順序とする。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (3) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦50ピクセル×横136ピクセル
- (2) 画像形式 G I F（アニメーション可、透過G I F不可）、J P E G又はP N G
- (3) 容量 4 K B 以内

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、当該トップページ内の位置は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、15枠以内とする。

(掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月単位とし、連続する掲載期間は12か月を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

（広告の掲載料）

第8条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、市内に事業所等を有するものについては1枠あたり月額5,000円とし、それ以外のものについては、1枠あたり月額10,000円とする。

（広告掲載希望者の募集）

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ等で公募するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じることが明らかになったときに行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第10条 掲載希望者は、菊川市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

(1) 広告の原稿

(2) 事業者にあつては、当該事業の概要がわかる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 広告原稿の内容及び作成費用は、掲載希望者の責任及び負担とする。

（広告掲載の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、次条に規定する菊川市ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た後、当該広告の掲載の可否を決定し、菊川市ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載が適当と認める申し込みが、第6条に規定する掲載枠数を超えた場合には、第4条に規定する順位により広告掲載をするものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は掲載申込期間の長いものを優先する。

3 前項の規定によっても、なお同順位の掲載希望者の数が掲載枠数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

（広告審査委員会）

第12条 広告の掲載に関し次に掲げる事項の協議を行うため、ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 掲載希望者の選定に関すること。

(2) 広告の掲載の可否に関すること。

(3) その他広告の掲載に関すること。

（委員会の組織）

第13条 委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- ア 委員長 広報を所管する部長
- イ 副委員長 広報を所管する課長
- ウ 委員 法制を所管する課長
- エ 委員 商工業振興を所管する課長
- オ 委員 人権を所管する課長

(2) 委員会の事務局は、ホームページ広告掲載取扱担当課に置く。

(委員会の会議等)

第14条 委員会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- (4) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (5) 委員長は、必要あると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- (6) 委員長が委員会の会議を招集する余裕がないと認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、毎年4月掲載分の広告の掲載料は、別に定める期限までに納入するものとする。

(広告内容等の変更)

第16条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(掲載料金の還付)

第18条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第4号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）は、既納の掲載料金の額のうち、市長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日まで

の期間（その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書きの規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、菊川市ホームページ広告掲載料金還付請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（広告主の届出義務）

第19条 広告主は次の各号のいずれかに該当する場合は、菊川市ホームページ広告掲載内容変更届（様式第4号）により、速やかに市長に届けなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのURLを変更するとき。

(4) 前各号に規定するもののほか、菊川市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（免責事項）

第21条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意をもつ第三者によるサーバーその他、市のコンピューターへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合（サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービスの利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。）について、賠償する責任を負わないものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年9月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

菊川市長

申込者 住所
氏名

（団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を御記入願います。）

菊川市ホームページ広告掲載取扱要綱第10条の規定に基づき、次のとおり広告の掲載を申し込みます。

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）	
バナー広告内容	添付原稿のとおり	
リンク先URL	http://	
業 種		
添 付 資 料		
申 込 者 連 絡 先	担 当 部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">各種法令及び菊川市ホームページ広告掲載取扱要綱、菊川市ホームページ広告掲載基準、菊川市ホームページ広告表現ガイドラインを遵守し、実施にあたっては菊川市の指示に従います。菊川市が市税等納付状況の調査を行うことに同意します。	

第 号
年 月 日

様

菊川市長



菊川市ホームページ広告掲載審査結果通知書

年 月 日付で申し込みのありました菊川市ホームページへの広告の掲載について、審査結果を次のとおり通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載することに決定しました。 <input type="checkbox"/> 掲載しないことに決定しました。 (理由)
広 告 番 号	
広 告 掲 載 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
リ ン ク 先 U R L	http://
広 告 掲 載 料 金	円
備 考	

様式第3号（第18条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市ホームページ広告掲載料金還付請求書

年 月 日

菊川市長

請求者 住所
氏名
(団体の場合は、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名を
御記入願います。)

菊川市ホームページへの広告掲載について、次のとおり還付請求します。

還付請求期間	年 月から 年 月まで (か月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 金庫 本店・支店 農業協同組合
	預金種目 普通 ・ 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人 (フリガナ)

